

第10期
上尾市分別収集計画

<令和4年6月策定>

目 次

1	計画策定の意義	P 1
2	計画の基本的方向	P 1
3	計画期間	P 1
4	計画の対象品目	P 1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第 8 条第 2 項第 1 号）	P 1
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第 8 条第 2 項第 2 号）	P 2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第 8 条第 2 項第 3 号）	P 3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第 8 条第 2 項第 4 号）	P 4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第 2 条第 6 項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	P 5
1 0	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第 8 条第 2 項第 5 号）	P 6
1 1	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）	P 7
1 2	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	P 7

1 計画策定の意義

本市では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画において、市民、事業所、行政がそれぞれの責任と義務を果たすことにより、資源、エネルギーが無駄なく活用された、環境への負荷の少ない資源循環型社会の実現を基本理念としており、特に、市外で最終処分を行っていることや平成10年1月から稼働している西貝塚環境センターの炉の延命化等を図ることからも、さらなる減量化が必要になっている。

本計画は、このような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という）第8条に基づき、一般廃棄物の中で大きな比率を占める容器包装廃棄物を分別収集するにあたり、市民、事業者、市の役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにすると共に、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物処理施設の延命化と資源循環型社会の形成が図られるものとする。

2 計画の基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの発生・排出を抑制する仕組みづくり
- ② 環境負荷の少ない適正な資源循環型のごみ処理システムの構築
- ③ 市民・事業者・市の協働による循環型社会の推進

3 計画期間

本計画は、令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改訂する。

4 計画の対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位:t/年）

項 目	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	18,078	17,958	17,800	17,711	17,624

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制のため以下の方策を実施する。なお、実施するにあたっては市民・事業者・市がそれぞれの立場から取り組むべき役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 教育・啓発活動の充実

- ① 市内小学生に副読本等を配布し、ごみの処理及び資源化に関する教育を実施する。
- ② 市民・事業者にごみ処理の状況についての情報を提供し、ごみ問題の認識を深める（広報、ホームページ、パンフレット等の活用）。
- ③ 環境フェスティバル、ごみ処理施設見学会、出前講座等のあらゆる機会を通じて、ごみの減量やリサイクルの重要性について啓発する。

(2) 販売店等への容器包装の発生・排出抑制の推進の依頼

- ① 過剰包装を自粛し、包装の簡易化を促進する。
- ② 消費者に買い物袋（マイバッグ）の持参を勧め、レジ袋の利用を抑制する。

(3) 市民・事業所のごみの発生・排出抑制の依頼

- ① ごみの分別排出を促進する。
- ② 過剰包装を断り、ごみでない商品を選び、不要なものの購入を控える。
- ③ 再生品、リターナブル容器の利用促進。
- ④ マイボトル・マイカップを利用し、紙コップなどの使い捨ての容器を削減する。
- ⑤ 買い物袋（マイバッグ）を利用する。

(4) 特定事業者等に対し、ごみの減量化のほか、リサイクルしやすい容器包装の使用を要請する。

(5) 地域住民を中心とした地域リサイクル運動を支援し、地域による資源物の回収を促進する。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、処理施設の状況、再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。また、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に関わる分別の区分
主としてスチール製の容器	缶
主としてアルミニウム製の容器	
主としてガラス製の容器 ・無色のガラス製容器 ・茶色のガラス製容器 ・その他のガラス製容器	ガラス
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料または醤油等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t／年）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
主としてスチール製の容器	独自処理量	499	496	491	489	487
主としてアルミニウム製の容器	独自処理量	339	337	334	332	331
無色のガラス製容器	合計	711	706	700	696	693
	引渡量	0	0	0	0	0
	独自処理量	711	706	700	696	693
茶色のガラス製容器	合計	594	591	585	583	580
	引渡量	0	0	0	0	0
	独自処理量	594	591	585	583	580
その他のガラス製容器	合計	284	282	280	278	277
	引渡量	0	0	0	0	0
	独自処理量	284	282	280	278	277
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	独自処理量	44	43	43	43	43
主として段ボール製の容器	独自処理量	2,225	2,210	2,191	2,179	2,169
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	合計	601	598	593	589	587
	引渡量	601	598	593	589	587
	独自処理量	0	0	0	0	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

① 令和3年度ごみ総排出量及び地域リサイクル回収実績から各項目の廃棄物比率を乗じた発生量に対して、各項目の回収実績を除いた回収率を算出。

(廃棄物比率は、市町村分別収集計画作成手引きの数値を参照の上、本市の実情を勘案し算出。)

項目	廃棄物比率 (%)	排出量 A(t)	R3 回収実績 B(t)	回収率 B/A(%)
スチール缶	1.70	1,055	490	46.45
アルミ缶	0.90	559	333	59.57
無色ガラス	4.40	2,731	698	25.56
茶色ガラス	2.60	1,614	584	36.18
その他のガラス	1.50	931	279	29.97
紙パック	0.30	186	43	23.12
段ボール	3.80	2,359	2,185	92.62
その他紙容器	3.60	2,235		
ペットボトル	1.10	683	591	86.53
その他プラ製容器	8.20	5,090		
白色トレイ	0.50	310		
総量	28.60	17,754		
令和3年度ごみ総排出量 及び地域リサイクル回収実績		62,076		

② 上尾市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画のごみ総排出量将来推計値から、各種別の排出量を算出

項目	廃棄物比率 (%)	令和5年度 (t)	令和6年度 (t)	令和7年度 (t)	令和8年度 (t)	令和9年度 (t)
ごみ総排出量	—	63,211	62,789	62,237	61,930	61,625
スチール缶	1.70	1,075	1,067	1,058	1,053	1,048
アルミ缶	0.90	569	565	560	557	555
無色ガラス	4.40	2,781	2,763	2,738	2,725	2,711
茶色ガラス	2.60	1,643	1,633	1,618	1,610	1,602
その他のガラス	1.50	948	942	934	929	924
紙パック	0.30	190	188	187	186	185
段ボール	3.80	2,402	2,386	2,365	2,353	2,342
その他紙容器	3.60	2,276	2,260	2,241	2,229	2,218
ペットボトル	1.10	695	691	685	681	678
その他プラ製容器	8.20	5,183	5,149	5,103	5,078	5,053
白色トレイ	0.50	316	314	311	310	308
容器包装廃棄物総量	28.60	18,078	17,958	17,800	17,711	17,624

③ ②で算出した各種別の排出量に①で算出した回収率を乗じる。

項目	回収率 (%)	令和5年度 (t)	令和6年度 (t)	令和7年度 (t)	令和8年度 (t)	令和9年度 (t)
スチール缶	46.45	499	496	491	489	487
アルミ缶	59.57	339	337	334	332	331
無色ガラス	25.56	711	706	700	696	693
茶色ガラス	36.18	594	591	585	583	580
その他のガラス	29.97	284	282	280	278	277
紙パック	23.12	44	43	43	43	43
段ボール	92.62	2,225	2,210	2,191	2,179	2,169
その他紙容器	—	—	—	—	—	—
ペットボトル	86.53	601	598	593	589	587
その他プラ製容器	—	—	—	—	—	—
白色トレイ	—	—	—	—	—	—

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

本市では、平成12年度から完全施行された容器包装リサイクル法に関連する品目の容器包装廃棄物のうち、缶、びん、紙パック、段ボール、ペットボトルについては分別収集を実施しており、これを継続する。

今後、その他の紙、その他のプラスチックについては、現行の分別収集体制を維持する。

分別収集の実施主体

分別収集する 容器包装廃棄物の種類		収集に係わる 分別区分	収集・運搬段階	選別・保管段階	備考
缶	スチール	缶	市もしくは委託業者 による定期収集	市	集団回収も、 平行して実施
	アルミ				
びん	無色ガラス	ガラス		委託業者	
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	牛乳パック	委託業者による 拠点回収	市	
	段ボール	段ボール	市もしくは委託業者 による定期収集	委託業者	
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市もしくは委託業者 による定期収集	委託業者	

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面は、缶（スチール・アルミ）及びペットボトルについては、現行のストックヤードで選別、圧縮、保管等を行い、びん（無色、茶色、その他）については、民間保管施設で選別しリサイクルルートにより再商品化を行い、紙パックは委託業者による拠点回収を行う。段ボールは民間施設で保管を行いリサイクルルートにより、再商品化を行う。

なお、その他の紙、その他のプラスチックについては市の施設で対応する。

容器包装廃棄物の種類		収集に係わる分別区分	収集容器	収集車	中間処理
缶	スチール	缶	透明袋または半透明袋	2t又は4tのパッカー車	市のストックヤード (選別・圧縮・保管)
	アルミ				
びん	無色ガラス	ガラス	透明袋または半透明袋		民間施設 (選別・圧縮・保管)
	茶色ガラス				
	その他ガラス				
紙	紙パック	牛乳パック	専用回収ボックス	軽収集車	市の保管施設
	段ボール	段ボール	ひもで縛る		古紙問屋へ直接搬入
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	透明袋または半透明袋	2t又は4tのパッカー車	市のストックヤード (選別・圧縮・保管)

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・ 市民や事業所の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効果的に進めていくとともに、市民や事業所等で構成された上尾市廃棄物減量等推進審議会においても意見を求め、容器包装廃棄物の分別収集を推進する。
- ・ 地域団体による集団回収を促進するため、集団回収が実施されていない自治会、マンションの団体等へ集団回収の協力を要請するとともに、リサイクル事業報奨金を交付し、ごみ減量化及び地域リサイクル活動の促進を図る。
- ・ 分別収集・選別保管のコスト削減のため、毎年度、容器包装の分別収集・選別保管に係る費用の把握に努め、費用削減に向けた分析、検討を行い、必要な措置を講じる。